

三重県経営者協会  
会長 小倉 敏秀 様

### 外国人労働者の適切な雇用管理等に関する要請

平素は、本県の労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、外国人が本県で生活していく中で、日本語能力が不十分なため、円滑な意思疎通が図れず、就職をはじめとした様々な場面において支障が生じています。

三重労働局及び三重県では、そういった外国人住民の方を支援するため、改正入管法の成立を契機として、今年1月9日に、国・県連絡会議を立ち上げ、今後の改正入管法への対応も含め、具体的な対策の検討を進めているところです。

多文化共生社会の実現に向け、外国人住民の方が不安を感じることなく、安心して働き、生活していただくことが何より大切だと考えますので、貴団体におかれましても、下記の事項に十分ご留意いただき、傘下会員事業所の皆様にも周知くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 適切な雇用管理

平成19年に告示された「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に沿って、雇用面での職場環境の改善など、外国人の雇用管理を適切に行っていただきますようお願いいたします。また、先の国会で成立した改正入管法を受けて今後公布される政省令に対しても、適切な対応を図っていただきますようお願いいたします。

##### 2 外国人労働者の大量離職が見込まれる場合の速やかな情報提供への協力

外国人労働者の大量離職が見込まれる場合は、三重労働局（ハローワーク）又は三重県（雇用経済部）に速やかに情報提供いただきますようお願いいたします。

以上

平成31年1月23日

三重労働局長 下角 圭 司



三重県知事 鈴木 英 敬

